

エコマーク商品類型 No.512

「美容室 Version1.0」

認定基準書

—適用範囲—

美容師法に基づく美容所。

制 定 日 2022年9月1日

有 効 期 限 2029年8月31日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.512 「美容室 Version1.0」 認定基準書

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

美容所(美容室)は全国で約 24 万施設が存在し、2~3 カ月に 1 回程度の頻度で利用される身近なサービス業である。美容室は、洗髪などに伴う水や電気などの使用やタオルの洗濯など環境的側面との関わりがある。また、使用されるヘアケア関連の多種多様なヘアカラー剤、シャンプーなどは、そのプラスチック製容器などの使用削減や廃棄、リサイクルの課題が指摘されている。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2022 年 4 月から施行されたことを契機に、今後、業界全体で取り組みを進めていくことが期待されている。利用する消費者にとっても、提供を受けるサービスで使用されるヘアカラー剤やシャンプーなどが、どのような成分で構成されているか関心が高いと考えられる。一部の美容室では、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われているオーガニック（有機栽培）など地球環境に配慮した商品を使用することを推進している。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）に関連した取り組みとして、ヘアドネーションの活動に賛同・協力する美容室もある。社会貢献活動に参加している企業は環境に関する意識が高いところが多く、SDGs や環境側面に関連する社会貢献活動についても評価対象とした。今後、消費者に身近なサービス業として、環境配慮にとどまらず、社会的な側面への取り組みも期待されるところである。

本商品類型では、美容業界全体を巻き込んだドライビングフォースとなるべく、資源循環、省エネルギー、節水や排水などの分野で取り組むべき環境負荷低減の施策を設定し、エコマーク認定基準の策定を目指した。

## 2. 適用範囲

美容師法に基づく美容所を適用範囲とする。

## 3. 用語の定義

本基準書で使用される用語は、脚注、解説書に考え方などを示す。

#### 4. 認定の基準と証明方法

認定の基準は、表 1 に示す 5 つの評価カテゴリー毎に、必ず満たさなければならない**必須項目**と、店舗の取り組み状況に応じて選択することのできる**選択項目**から構成され、認定要件は以下のとおりとする。なお、環境に関する独自の取り組みがある場合は、評価カテゴリー毎に最大 3 つまで「その他」を選択し、申請することができる。

認定要件：「必須項目での適合」＋「選択項目に適合して得たポイント(p)の合計が 16 ポイント(p)以上」であること。

表 1 評価カテゴリーとポイント数

No.	評価カテゴリー	必須項目	選択項目 (最大ポイント)	備考
1	提供サービスに関わる環境配慮	—	14 p	選択項目で得られる最大ポイントには、それぞれ「その他」の 3 p を含む。
2	廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル	1 項目	11 p	
3	店舗の省エネと節水	1 項目	14 p	
4	環境負荷を低減する店舗運営	1 項目	12 p	
5	ステークホルダーとのコミュニケーション	1 項目	10 p	
合 計		4 項目	61 p	
認定要件		必須 4 項目適合 + 選択項目 16p 以上		

**【各項目共通の証明方法】**

- ・ 各基準項目への適合の証明については、付属証明書の提出とともに、解説などを参考にして基準を満たすことが証明できる資料、写真、説明文書などを提出すること。
- ・ チェーン店として複数の店舗をまとめて申し込む場合は、原則として、申し込む店舗のすべてが達成している基準項目のみ選択できる。やむを得ない理由により実施できない店舗がある場合は、その理由を説明する資料、文書などを提出すること。なお、チェーン店として複数店舗をまとめて申し込む場合は、原則として、共通のオペレーションで達成されているか否かを確認する。ただし、個店毎に証明できる場合にはこの限りではない。
- ・ 実施状況の確認のため、審査時に現地確認(もしくはリモート確認)を行う。複数の店舗をまとめて申し込む場合は、共通の取り組みを主導する管理部門(本部など)、および申込範囲のうち代表店舗を対象に行う。
- ・ 基準項目への適合可否は、基準本文や解説に特に明記がない限り、実施の有無で判断する(取り組みの程度は問わない)。ただし、取り組みについては、継続した取り組みを評価し、期間を定めて実施する環境活動などについては、年に1回以上の継続的な実施を適合の目安とする。
- ・ 新規店舗などで実績を把握できない場合は、具体的な計画(実効性を裏付ける資料や文書など)を提出し、達成状況を後日報告することを条件に評価する。

## 4-1. 提供サービスに関わる環境配慮



エコな備品・  
設備をつかう

## 【選択項目】

- |  |      |
|--|------|
| (1) 第三者のオーガニック認証 <sup>1</sup> を受けたヘアカラー剤、シャンプー・コンディショナーなどを使用している。            | [2p] |
| (2) 第三者の認証 <sup>2</sup> を受けたパーム油などを使用したヘアカラー剤、シャンプー・コンディショナーなどを使用している。       | [2p] |
| (3) エコマーク認定または第三者のオーガニックコットン認証を受けたタオル、ひざかけなどの繊維製品を使用している。                    | [1p] |
| (4) エコマーク認定または第三者の森林認証 <sup>3</sup> を受けた木材を使用した家具、調度品、建材を使用している。             | [1p] |
| (5) エコマーク認定またはシックハウス対策がなされた低 VOC（揮発性有機化合物） <sup>4</sup> の建材（壁紙、床材など）を使用している。 | [1p] |
| (6) エコマーク認定のカーテン、ダストコントロールマット、トイレトペーパー、ティッシュペーパーなどの備品を使用している。                | [1p] |
| (7) 販売しているシャンプー、コンディショナーなどについて、利用者による持ち込み容器への提供を行っている。                       | [1p] |
| (8) 月刊誌や週刊誌等の雑誌類は、タブレット等（電子書籍）で提供している。                                       | [1p] |
| (9) 店内に回収ボックス等を設置し、店舗で販売した使用済みのシャンプーなどの空容器の回収を行い、リサイクルに取り組んでいる。              | [1p] |
| (10) その他*( )   | [1p] |
| (11) その他*( )   | [1p] |
| (12) その他*( )   | [1p] |

<sup>1</sup> COSMOS (Cosmetics Organic and Natural Standard)認証など

<sup>2</sup> RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証を受けたヘアケア商品など

<sup>3</sup> FSC 認証などの森林認証材

<sup>4</sup> F☆☆☆☆製品、4VOC 基準適合品など

\* ・フェアトレード/レインフォレストアライアンス認証のコーヒーの提供  
・間伐材を使用した家具、調度品、建材の使用など

## 4-2. 廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル



ごみを減らす

## 【必須項目】

- (13) 店舗から発生するプラスチックなどの廃棄物は分別を行い、廃棄物の種類と発生量を把握している。なお、廃棄物は、廃棄物処理法および市区町村のルール等に従って、適切に処理されていること。

## 【選択項目】

- (14) 詰め替え容器の使用により、シャンプー・コンディショナー容器などの使用量削減に取り組んでいる。 [1p]
- (15) ヘアカラー剤容器、シャンプー・コンディショナー容器の回収、リユースに取り組んでいる。 [1p]
- (16) ヘアカラー剤容器、シャンプー・コンディショナー容器のリサイクルに取り組んでいる。 [1p]
- (17) 再生プラスチック、環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックを使用したヘアカラー剤容器、シャンプー・コンディショナー容器などを使用している。 [1p]
- (18) ヘアブラシ、おしぼりは使い捨て商品ではないものを使用している。または、使い捨て商品であっても、使用後に回収して、適切にリサイクルを行っている。 [1p]
- (19) 薬剤は適正使用量を守って残液を出さないようにしている。薬剤が余った場合には、洗い流さず、拭き取って適正に処理している。 [1p]
- (20) 調合機などの導入により、ヘアカラー剤容器の使用量削減に取り組んでいる。 [1p]
- (21) 自動抽出機などの導入により、シャンプー・コンディショナー容器の使用量削減に取り組んでいる。 [1p]
- (22) その他※( ) [1p]
- (23) その他※( ) [1p]
- (24) その他※( ) [1p]

## 4-3. 店舗の省エネと節水



省エネ・節水

## 【必須項目】

(25) 店舗のエネルギー使用量(電力・ガス)および水使用量を把握している。

## 【選択項目】

(26) スイッチの ON/OFF ルールなど日常的な省エネ・節水対策が、貼紙掲示  
やマニュアルなどでわかりやすく示されている。 [1p]

(27) 店舗で使用している照明、空調は、定期的に清掃、点検を実施し、運転効  
率の維持に努めている。 [1p]

(28) 適正な照度管理<sup>5</sup>、外光の利用、調光機能の活用などにより、省エネルギー  
対策に取り組んでいる。 [1p]

(29) 室温の適正温度を定め、室温を把握すると共に、サーキュレーターの活用  
などにより、省エネルギー対策に取り組んでいる。 [1p]

(30) 給湯の適正温度を定め、季節ごとに変更するなど、省エネルギー対策に取  
り組んでいる。 [1p]

(31) 店舗で使用している機器は、省エネルギー型機器を導入している。 [下表 [1p  
に示す区分毎に 1p(最大 3p)] ~3p]

区分	省エネルギー型機器の例	ポイント
照明	LED、人感センサーなど	1p
空調	省エネ性能に優れている*エアコンなど	1p
給湯	高効率給湯設備（エコキュート(自然冷媒ヒートポンプ給湯器)、エコジョーズ(潜熱回収給湯器)) など	1p

※最新の省エネ法で省エネ基準達成率が 100%以上の製品、または最新のメーカーカタログなどでグリーン購入法適合として紹介されている製品などをいう。

(32) 節水機器（節水コマ、節水型シャワーヘッドなど）の設置により、水の使  
用量削減に取り組んでいる。 [1p]

(33) オートドライヤーの導入により、エネルギーの使用量削減に取り組んでい  
る。 [1p]

(34) オートシャンプーの導入により、水の使用量削減に取り組んでいる。 [1p]

(35) その他\*( ) [1p]

(36) その他\*( ) [1p]

(37) その他\*( ) [1p]

<sup>5</sup> JIS Z 9110「照明基準総則」に基づく推奨照度

\* エネルギー管理体制の構築によるエネルギー使用量削減の取り組み  
エネルギー使用量の見える化など

## 4-4. 環境負荷を低減する店舗運営



## 【必須項目】

- (38) 申込店舗は該当する環境法規等(地方自治体の条例も含む)を順守している。また、環境への取り組みに関する基本方針(環境目標や行動計画)を定め、達成状況を定期的に確認している。

## 【選択項目】

- (39) 店舗スタッフに環境教育、省エネの推進、ヘアカラー剤などの適量使用、および廃棄物の分別・削減などを指導している。 [1p]
- (40) 店舗スタッフにエアゾール缶の適切な廃棄方法<sup>6</sup>を指導している。 [1p]
- (41) エコマーク商品などの環境配慮型商品のグリーン購入に関する調達方針を定め、実施している。 [1p]
- (42) 店舗の排水について、中和処理を行うなど下水処理の負荷を軽減する取り組みを実施している。 [2p]
- (43) 店舗の排水について、髪の毛等による排水管の詰まりを防止するヘアトラップを設置している。 [1p]
- (44) 再生可能エネルギー<sup>7</sup>(グリーン電力証書の購入含む)を使用<sup>8</sup>している。 [1p]
- (45) 温室効果ガスの排出量算定に関するガイドライン<sup>9</sup>に従い、Scope1、2、および3<sup>10</sup>排出量の算定に取り組んでいる。 [2p] \*
- (46) その他\*( ) [1p]
- (47) その他\*( ) [1p]
- (48) その他\*( ) [1p]

\*チェーン店として一括申込する場合、会社として実施していればポイント付与

<sup>6</sup> (一社)日本エアゾール協会「正しいごみへの出し方」など参照

<sup>7</sup> 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス

<sup>8</sup> 店舗に太陽光発電などを設置する、再生可能エネルギーを使用した電力プランの契約など

<sup>9</sup> サプライチェーンにおける温室効果ガスの排出量を算定するためのガイドライン(環境省、経済産業省) [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/estimate\\_tool.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate_tool.html)

<sup>10</sup> Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)、Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3：Scope1、Scope2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

\* 店舗の屋上・壁面緑化など



## 4-5. ステークホルダーとのコミュニケーション



## 【必須項目】

- (49) 店舗が行っている環境配慮の取り組みの情報を施設内またはウェブサイトなどで発信している。 \*

## 【選択項目】

- (50) ヘアカラーによる皮膚障害等のリスクを利用者に説明し、希望者には皮膚アレルギー性試験(パッチテスト)を実施する体制がある。 [1p]
- (51) 地域の清掃活動などの環境ボランティア活動に参加・協力している。 [1p]
- (52) 店舗で販売したシャンプーなどの持ち帰りのために、マイバッグの持参を推奨している。 [1p]
- (53) 従業員の働きやすさ<sup>11</sup>を向上させる取り組みを実施している。 [1p] \*
- (54) 介護施設などへの訪問カット、福祉施設などにおけるボランティアカットを実施している。 [1p] \*
- (55) ヘアドネーション活動に参加し、利用者にも周知している。 [1p]
- (56) 国連の「持続可能な開発目標(SDGs)<sup>12</sup>」の達成に向けて、具体的に取り組んでいる内容を公表している。 [1p] \*
- (57) その他\*( ) [1p]
- (58) その他\*( ) [1p]
- (59) その他\*( ) [1p]

\*チェーン店として一括申込する場合、会社として実施していればポイント付与

<sup>11</sup> エコマーク認定取得企業の持続可能性チェックリストにおけるチェック項目に相当する内容  
<https://www.ecomark.jp/pdf/sustainableCL.pdf>

<sup>12</sup> SDGs は、持続可能で多様性のある社会の実現のために国連サミットで採択された国際目標。「貧困」「エネルギー」「気候変動」などの 17 の目標があり、その下に 169 のターゲットが定められている

## 5. 申込区分、表示など

- (1) 申込区分(申込単位)は、1 店舗毎またはチェーン店(本部が定めた方針やマニュアルなどに従い共通した取り組みを行っている複数の店舗)毎とする。チェーン店で複数の店舗をまとめて申し込む場合、申込者は申し込みの対象となる店舗を予め設定すること。
- (2) 店舗内にエコマークを表示すること。エコマークの表示方法は、別途定める『美容室』認定基準におけるエコマークの表示方法』に準拠すること。下記に表示例を示す。

### 【表示例】



エコマーク認定美容室



エコマーク認定サロン



Eco mark certificate  
Beauty Salon

\*対応する評価カテゴリ中の獲得ポイントが  
2p 以上のピクトグラム(評価カテゴリ毎の  
趣旨を表した図形・文字)のみ表示できる。

注 1) 認定の対象が“店舗”であることがわかるように表示すること。また、例外となる店舗(事業所)等がある場合は、認定対象の範囲がわかるように明示すること。

注 2) 複数店舗を経営する事業者が WEB などでもエコマークを表示する場合は、認定対象の範囲がわかるように明示すること。(例：直営店全店で認定、認定店舗リストを別掲する など)。

- (3) 認定後は、継続的かつ計画的に取り組みを推進し、さらに深化するように努めること。また、年に 1 回、基準項目(13)および(25)に係るデータ(記入表 2)を提出すること。また、設備の導入計画を申請した場合はその進捗状況を報告すること。なお、必要に応じて現地確認やヒアリングなどを実施する。

2022 年 9 月 1 日 制定 (Version1.0)

2029 年 8 月 31 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。